

公 告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から、春闘の要求に関して、令和五年三月十七日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島市下助任町四丁目九

徳島健康生協本部

徳島市下助任町四丁目九

徳島健康生協健康づくり事業部

徳島市下助任町四丁目九

徳島健生病院

三好市井川町吉岡一二七 二

健生西部診療所

阿南市津乃峰町新浜一二

健生阿南診療所

板野郡北島町中村字東開一四 一

健生きたじまクリニック

名西郡石井町高川原字高川原二二五五

健生石井クリニック

徳島市北前川町五丁目一〇

健生歯科

鳴門市撫養町木津字西小沖七三二 二

健生歯科なると

徳島市吉野本町六丁目三〇 四

健生在宅ケアセンター

健生さわやか在宅介護支援センター

とくしま健生ヘルパーステーション

とくしま健生デイサービスセンター

徳島市下助任町四丁目九

健生かがやき在宅介護支援センター

名西郡石井町高川原字高川原二二五五

健生石井老健うぐいす

徳島市下助任町四丁目九

とくしま健生訪問看護ステーション

三好市井川町吉岡一六一 一

西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中八五八三 四

山城健生訪問看護ステーション

三好市池田町サラーダー八七七
ー
健生西部デイサービスなでしこ